

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定により、「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和8年4月27日

中部空港税関支署長 松 古 和 三

記

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公示は、令和8年5月1日から施行する。

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号） 新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別紙		別紙 <u>（中空公示第1号）</u>	
	交通場所及び積卸場所		交通場所及び積卸場所
	制 限		制 限
交通場所	[1・2 略]	[略]	[1・2 同左]
	3. 国際線第2ビルの <u>ビジネスジェットターミナル</u> から外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路		[同左]
	[4～8 略]		[4～8 同左]
	9. 外航機用スポットに駐機する航空機から国際線第2ビルの <u>ビジネスジェットターミナル</u> に至る通路		[同左]
	[10～16 略]		[10～16 同左]
積卸場所	[略]	積卸場所	[同左]
（注）外航機用スポットとは、第1、第10から第12まで、第14から第25まで、第71から第 <u>80</u> まで、第72A、第74A、第101から第119まで、第201から第206まで、第301から第306まで、第401から第403まで、第405から第408まで、第400Dから第400Fまで、第501から第508まで、第500Aから第500Fまで、第601W、第601E、N1からN6までの各スポットを <u>いう</u> 。		（注）外航機用スポットとは、第1、第10から第12まで、第14から第25まで、第71から第 <u>78</u> まで、第72A、第74A、第101から第119まで、第201から第206まで、第301から第306まで、第401から第403まで、第405から第408まで、第400Dから第400Fまで、第501から第508まで、第500Aから第500Fまで、第601W、第601E、N1からN6までの各スポットを <u>言う</u> 。	